

## ○津波一時避難施設【津波避難ビル】（令和7年3月）

◆定義：東京湾内に津波警報又は大津波警報（特別警報）発表時に自動的に開設する施設であります。（避難者の判断で避難可能）

No.	名称 (海側から)	所在地	避難場所	標高	収容人員 ※1
1	芝園清掃工場	芝園 3-2-1	3階会議室	4.5m	216
2	津田沼浄化センター 管理棟本館	芝園 3-3-1	3階会議室及び屋上	3.6m	1,200
3	香澄小学校 ※2	香澄 4-6-1	B棟3階廊下	3.8m	114
4	第七中学校 ※2	香澄 6-1-1	A棟4階廊下	4.0m	162
5	秋津小学校 ※2	秋津 3-1-1	B棟4階オープンスペース	3.5m	122
6	袖ヶ浦東小学校※2	袖ヶ浦 5-11-1	旧館及び新館3階廊下	3.0m	307
7	第三中学校 ※2	袖ヶ浦 4-3-1	A・B棟3階廊下	3.0m	192
8	袖ヶ浦西小学校※2	袖ヶ浦 1-1-1	中央校舎3階廊下	2.8m	105
9	谷津南小学校 ※2	谷津 3-1-36	教室棟4階廊下	2.3m	138

※1 収容の広さは、1人あたり、1平方メートルとしています。

※2 津波が押し迫って緊急を要するときで、学校の施設が開設されていない場合は、マークの箇所から処置を実施し、学校施設に入ってください。